[論 文]

地方自治体の「類似」団体

――地方公会計実施に向けての一提言―

御 闌 謙 吉

1. はじめに

市町村の財政が適切に運営されているかのひとつの判断尺度として,類似団体と比較することがある。しかし,「市町村」あるいは「地方自治体」という語を冠することなく,また,「類団」と略されて長らく使われてきたこの「類似団体」も,時間の経過とともに各市町村が個別に変容するにつれて,その類型の設定の仕方を検証し,設定基準を見直しすることも必要になる。

そのため総務省は、2016年に「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」を立ち上げて検討した結果、以前と同様、人口と産業構成による区分で新たに類型化し直した。しかし、少子高齢化の下では、「高齢化率」を区分基準に取り入れるのがより適当と考えられる。

本稿は、約1600の一般市・町村の「新たな類型」を提示し¹⁾、さらに、その新類型と現在の類型の問題点を指摘した後、それらとは異なる「類似」団体の設定方法について提言する。また、そうして設定した場合の市町村のいくつかの具体的事例を示すものである。

「地方自治体の類型化」,「地域類型」という観点での論考・報告書は、ある都道府県内または地域ブロック内に限ったもの、都市または農山村のどちらかを対象としたものまで含めると、非常に多くある。

しかし、対象地域が全国で、また、市町村レベルで、そして、健全で効率的な財政運営を行うために、比較する対象として類型を設定する・カテゴリー化するという観点での論考・報告書は、非常に少ない。ここでは、本稿と同じ

く,総務省「類似団体別市町村財政指数表」の類似団体の区分に疑問をもった西濱(2007)の論考のみを取り上げるのが適当であろう。

西濱は、各自治体が財政関連の「目指すべき目標値等を設定するためには、財政力が類似している団体よりも、むしろ、その団体に求められる行政ニーズが類似している団体を比較する方が望ましいと考え」²⁾、比較対象グループ設定基準を「目的別歳出の構成比」(歳出構造)とする。そしてクラスター分析によって「民生費グループ」など5つのグループに分類した。ただ、紙幅の都合で、対象は人口55,000~80,000人の都市147団体に限られている。グループ別分析に力点を置くことからすれば、紙幅ゆえに対象を限るのはやむを得なかろうが、町村を含めた全国のグループ別団体の数も示されていない点は惜しまれる。

また,西濱も認めているように,歳出構造を 設定基準とすることには問題があるとも言え る。それは,同様の財政運営を行っている団体 同士が.「類似団体」となるからである。

以下, 2 で上の研究会による市町村分類がなされた経緯とその結果を見て, 3 では高齢化と人口減少社会を反映した市町村類型を提示し, そして 4 で新しい類型設定を提案して, 最後に, 今後の展望も含めてむすびとする。

2. 「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」の分類

総務省は2016 (H28) 年4月から,地方公会計のより一層の活用につなげるため「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」を開催し、同

年10月に『地方公会計の活用のあり方に関する 研究会報告書』(以下,『報告書』)を公表した³⁾。

この経緯は次の通りである。国と地方の厳しい 財政状況の中で、財政の透明性を高めてその効率 化を図るために発生主義会計に基づく財務書類 等の開示が推進されてきたが、2015 (H27)年1 月、客観性・比較可能性を担保した「統一的な基 準による地方公会計マニュアル」が公表された。

「統一的な基準」による地方公会計の整備が進むことにより、財務状況の団体間比較やストック情報が「見える化」され、財源を効果的に使うことが期待される。そこで会計指標の検証と団体間比較の方法等について検討するため、総務省と地方公共団体金融機構が共同で開催するこの研究会が設置された⁴⁾。

上の「団体間比較」について、『報告書』の「3 (2) - 1) 財政分析手法の検討課題」では次のように述べられている。

各市町村の財政運営が計画的・安定的に行われているかどうかを判断するにあたって、類似団体の財政実態を把握し、それを尺度として利用することは極めて有用性があるが、人口動態や産業構造等、社会的・経済的様相が変化したことを受け、現在の類型設定の基準である「人口

及び産業構造」が有効に機能しているか、より有 効な基準・指標の有無を検証する必要がある。

続く2)で1959年度以降の類型設定基準の主な経緯を確認し、「3)具体的な検討課題」では、団体数が100を超える類型が現れてきた一方で団体数が10程度のものが目立ってきたことから、現行の設定区分で相対的比較に困難が生じていないか、現行の「人口及び産業構造」による類型設定よりも有効かつ適切な基準・指標はないか検証を行うとして、「4)類似団体区分の検証・分析の手法」で、次の観点から検討を行った。

すなわち、人口や産業構造等の「説明変数」で 類型を設定し、市町村の規模や性質を示す歳入 総額、財政力指数等の「被説明変数」の変動を箱 ひげ図によりグラフ化し、統計学的観点からそ の類型設定の有用性を検証した。その結果は次 の通りである。

- ①類型内の団体数の偏在是正については、都市は第2次・3次産業人口比率の区分を95%から90%に引き下げ、町村は第3次産業人口比率の区分を55%から60%へ引き上げる。
- ②新たな説明変数も含めた類型の基準については、次の表のようにまとめられている(図表 1A・B)。

図表 1A 「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」の類型設定変数の有用性検証(1)

説明変数に対する被説明変数の相関性について(単体)

		【既	存】	【新規】									
	被説明変数	440	財政	有形固定	有形固定	普通建設事業費							
説明変数		歳入総額	カ	資産減価 償却率 (改訂	資産減価 償却率 (基準 モデル)		補助事業費 単著				色独事業	独事業費	
		額	指数	モデル)				新規 整備	更新 整備		新規 整備	更新 整備	
【既存】	人口	0	0			0	0	0	0	0	0	0	
【既任】	産業構造	0	0			A	A	A	☆	☆	A	0	
面積 【新規】		Δ	•			0	0	Δ	0	0	0	Δ	
【和历兄】	可住地面積	0	A			0	0	0	Δ	0	0	0	

※1「〇」・・・都市、町村のどちらにおいても、正の相関性を示す変数(ex.人口が増加した場合、歳入増額が増加するもの)

「●」・・・都市、町村のどちらにおいても、負の相関性を示す変数(ex.人口が<u>増加</u>しているにもかかわらず、歳入が<u>減少</u>するもの)

「△」・・・都市、町村の少なくとも一方に、正の相関性を示す変数 「▲」・・・都市、町村の少なくとも一方に、負の相関性を示す変数

「☆」・・・都市、町村で正又は負の異なる相関性を示す変数

「□」・・・説明変数の増減にかかわらず、概ね一定の数値を示す指数

※2 「有形固定資産減価償却率」・・・サンプル数が比較的多く、傾向を検証することが可能な連結財務書類(総務省方式改訂モデル) 及び(基準モデル)を抽出して比較。

出所) 総務省自治財政局財務調査課・地方公共団体金融機構 (2016) p.19。

地方自治体の「類似」団体

図表 1B 「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」の類型設定変数の有用性検証(2)

説明変数に対する被説明変数の相関性について(組合せ)

		【既	存】		【新規】								
	歳	財政	有形固定	有形固定	普通建設事業費								
=+ ==	説明変数		政力指	資産減価 償却率 (改訂モ	資産減価 償却率 (基準モ デル)			補助事業	費	単独事業費			
記明変			力指数	デル)				新規 整備	更新 整備		新規 整備	更新 整備	
【既存】	人口・産業構造	0	0			•	0	×	A	•	•	•	
【新規】	人口·面積		•			Δ	0	×	Δ	0	Δ	0	
利 况]	人口·可住地面積	Δ	•			0	Δ	0	Δ	0	Δ	Δ	

- ※1「〇」・・・都市、町村のどちらにおいても、正の相関性を示す変数(ex.人口が<u>増加</u>した場合、歳入増額が<u>増加</u>するもの)
- ※2「有形固定資産減価償却率」・・・サンプル数が比較的多く、傾向を検証することが可能な連結財務書類(総務省方式改訂モデル) 及び(基準モデル)を抽出して比較。

出所) 総務省自治財政局財務調査課·地方公共団体金融機構 (2016) p.20。

そして、類型設定の基準として、引き続き「人 口及び産業構造」を用いることが適当と結論づ けた⁵⁾。これに従った (2018年9月時点で発表 されている最新の) 2016 (H28) 年度の 「類似団 体別市町村財政指数表 は、図表2の通りであ る。ここで「選定団体」とは、(1)原則として 2012 (H24) 年 4 月 1 日以降, 大規模な合併が行 われていないこと、(2) 2015·6 (H27·8) 年度

図表 2 類似団体の類型(2016年度)

		2 次・3 次	:90%以上	2次·3次	(90% 未満	
都 市		3次65%	3次65%	3 次 55%	3 次 55%	計
		以上	未満	以上	未満	DI.
人口		3	2	1	0	
50,000 人未満	I	34 (36)	67 (73)	126 (128)	33 (35)	260 (272)
50,000~100,000人	II	82 (85)	89 (93)	66 (69)	12 (12)	249 (259)
100,000~150,000人	III	49 (50)	30 (30)	21 (21)	1(1)	101 (102)
150,000 人以上	IV	32 (32)	17 (17)	5 (5)	- (-)	54 (54)
計		197 (203)	203 (213)	218 (223)	46 (48)	664 (687)

		2次・3次	:80%以上	2次·3次	
町村		3次60%	3次60%	80%未満	計
		以上	未満	00/0 不何	ΒI
人 口		2	1	0	
5,000 人未満	Ι	56 (64)	46 (52)	136 (151)	238 (267)
5,000 ~ 10,000 人	II	56 (67)	75 (79)	92 (96)	223 (242)
10,000~15,000人	III	48 (54)	50 (56)	35 (36)	133 (146)
15,000 ~ 15,000 人	IV	63 (63)	30 (31)	23 (24)	116 (118)
15,000 人以上	V	93 (100)	48 (49)	5 (5)	146 (154)
計		316 (348)	249 (267)	291 (312)	856 (927)

- 注1)()外は選定団体数.()内は該当団体数を示す。
 - 2) 人口・産業構造は2015 (H27) 年国勢調査による。なお、産業構造の比率は、分母を就業人口総数 (分 類不能の産業を含む。)とし、分子のⅡ次、Ⅲ次就業人口には分類不能の産業を含めずに算出。
 - 3) 市町村数は2017 (H29) 年3月31日現在。
 - 4) 総務省「平成28年度類似団体別市町村財政指数表」p.3より(注の文言を一部改)。

決算の実質単年度収支の赤字額が標準財政規模のおおむね10%以内であることなど、財政状態が著しく悪い状況でない自治体のことである⁶⁾。

『報告書』では類型内団体数は $10\sim100$ が望ましいとしている。表のグレー地セルは、団体数が100超または10未満のものである。都市 $\mathbb{W}-0$ 類型は該当なしである。都市0型、つまり、第2次・第3次産業人口比率90%未満かつ第3次産業人口比率55%未満の都市は、他の類型 $(1\sim3)$ と比してかなり少ない。また、人口が多い類型の団体数が少なく(特に \mathbb{W})、人口が少ない類型 (\mathbb{I},\mathbb{H}) では多い。町村も同じく、人口総数が少ない類型 (\mathbb{I},\mathbb{H}) で該当数が多い。

3. 高齢化・人口減少社会を反映した 類型

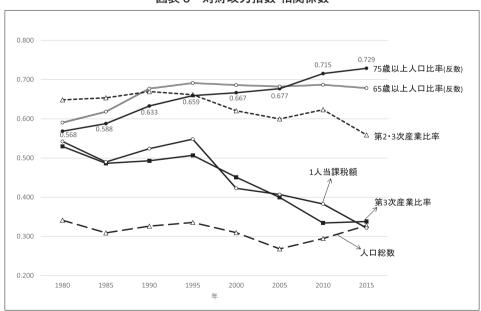
前述の通り、『報告書』は、人口動態や産業構造等、社会的・経済的様相が変化したことを受

けて、類型設定の基準を検討したのであるが、 高齢化の視点がないことに疑問が生じる。市町 村財政運営にとって、高齢者の存在は大きな影響をもっているはずだからである。そこで、こ の点も含めて類型設定基準について検討したも のが図表3である。

すなわち、人口、高齢化、産業構造などの指標と、代表的財政指標である財政力指数の相関係数を見ると、時代の変化とともに高齢化、特に「75歳以上人口比率」の影響が強くなってきていることが明らかである。

第3次産業人口比率は、1980年頃は、第2次・3次産業人口比率および高齢化比率とほぼ同じであったが、近年にかけてかなり小さくなってきている。したがってこの指標は、新たな自治体区分を考えるにあたって設定基準から除外してもよかろう。

人口総数の相関係数は大きくはないが、自治体を比較したり「類似」を議論する際、これを外すわけにはいかない。後に示すように、人口規模で財政力指数に明確な差が見てとれる。そし



図表 3 対財政力指数 相関係数

注)「国勢調査」、総務省「地方財政状況調査関係資料」・「市町村税課税状況等の調」より作成。

て,人口減少下,人口区分も変更すべきである。 先に見たように,都市・町村ともに,人口が多い自治体の数が相対的に少ないからである。また、全体の分布を確かめておく必要がある。

以上のことから、人口総数、産業構造(第2次・3次産業人口比率)、高齢化(75歳以上人口比率)の3点から新たな類型を設定する。ここで、それぞれどこで区分するかを決めるために、人口他の分布を見たものが図表4・5である。

まず、都市について(図表4)。人口は⁷⁾、現在の類型と同じく4区分するとして、第1四分位点~第3四分位点を考慮して、4万人、6万人、10万人で区切る。5の倍数とか、階級幅の統一といったことにこだわる必要はなかろう。ここで、交付税の算定などにあたって、例えば人口では5万人で区切り、それ以上・未満で、大きな(階段状の)差が出るような方式・規定は改訂すべきである。ある決まった数値でいつの時代も(場合によっては何十年も前に定めた

数値で),明確に区分されるべき根拠はないは ずだからである。

産業構造 (第 2 次・3 次産業人口比率) は, $90\% \sim 95\%$ の 5%間に全体の半分が集中し, さらに $91 \sim 93\%$ にその 4 割近くあるのだが, これはキリのよい 90% で 2 つに区切ることにする。

高齢化 (75歳以上人口比率) も 2 区分すると して、15%を境界とする。

次に、町村について(図表 5)。人口は⁸⁾、現在の類型では5区分されているが、都市と同様に産業構造と高齢化でそれぞれ2区分するので、類型数が多くなることを避けるために、4区分とする。つまり、第1四分位点~第3四分位点を考慮して、4千人、8千人、1万6千人で区切る。

産業構造は、中央値付近の85%で、高齢化も 同様、中央値付近の18%で2つに区切ることに する。

図表 4 都市の人口, 第2・3次産業構成, 75歳以上人口比率の分布

人口 (万人)	B	度数	Ę	累積		2・3 次 (%)	馬		I 7			75歳~ (%)	馬	更数	累積	
~ 1	3	0.4%	3	0.4%		~ 76	16	2.3%	16	2.3%		~ 7	6	0.9%	6 0.9%	1
1~2	21	3.1%	24	3.5%	第 1	$ 76 \sim 77 $	6	0.9%	22	3.2%		$7 \sim 8$	5	0.7%	1.6%	
$2 \sim 3$	67	9.8%	91	13.2%	四分位数	$ 77 \sim 78 $	10	1.5%	32	4.7%		$8 \sim 9$	19	2.8%	30 4.4%	
3~4	99	14.4%	190	27.7%	は37,352	$ 78 \sim 79 $	4	0.6%	36	5.2%		$9 \sim 10$	33	4.8%	9.2%	
$4 \sim 5$	82	11.9%	272	39.6%		$ 79 \sim 80 $	8	1.2%	44	6.4%		$10 \sim 11$	60	8.7% 12	23 17.9%	
5~6	83	12.1%	355	51.7%	中央値	80 ~ 81	12	1.7%	56	8.2%		$ 11 \sim 12 $	63	9.2% 18	36 27.1%	
$6 \sim 7$	56	8.2%	411	59.8%	は 58,395	$81 \sim 82$	9	1.3%	65	9.5%		$ 12 \sim 13 $	73	10.6% 25	59 37.7%	
7~8	49	7.1%	460	67.0%		$82 \sim 83$	8	1.2%	73	10.6%		$13 \sim 14$	51	7.4% 31	.0 45.1%	中央値
8~9	43	6.3%	503	73.2%		$83 \sim 84$	16	2.3%	89	13.0%		$14 \sim 15$	47	6.8% 35	57 52.0%	は14.8%
9~10	28	4.1%	531	77.3%	第 3	$84 \sim 85$	13	1.9%	102	14.8%		$15 \sim 16$	56	8.2% 41	3 60.1%	
$10 \sim 11$	17	2.5%	548	79.8%	四分位数	$85 \sim 86$	23	3.3%	125	18.2%		$16 \sim 17$	57	8.3% 47	70 68.4%	
$11 \sim 12$	29	4.2%	577	84.0%	は 95,350	$86 \sim 87$	30	4.4%	155	22.6%		$17 \sim 18$	51	7.4% 52	21 75.8%	
$12 \sim 13$	21	3.1%	598	87.0%		$87 \sim 88$	30	4.4%	185	26.9%		18 ~ 19	53	7.7% 57	4 83.6%	
$13 \sim 14$	18	2.6%	616	89.7%		88 ~ 89	39	5.7%	224	32.6%		$19 \sim 20$	33	4.8% 60	7 88.4%	
$14 \sim 15$	17	2.5%	633	92.1%		89 ~ 90	47	6.8%	271	39.4%		$20 \sim 21$	26	3.8% 63	3 92.1%	
$15 \sim 16$	9	1.3%	642	93.4%		90 ~ 91	55	8.0%	326	47.5%	中央値	$ 21 \sim 22 $	21	3.1% 65	64 95.2%	
$16 \sim 17$	11	1.6%	653	95.1%		$91 \sim 92$	65	9.5%	391	56.9%	は91.4%	$ 22 \sim 23 $	11	1.6% 66	55 96.8%	
$17 \sim 18$	9	1.3%	662	96.4%		$92 \sim 93$	86	12.5%	477	69.4%		$ 23 \sim 24 $	11	1.6% 67	6 98.4%	
$18 \sim 19$	7	1.0%	669	97.4%		$93 \sim 94$	65	9.5%	542	78.9%		$24 \sim 25$	5	0.7% 68	99.1%	
$19 \sim 20$	6	0.9%	675	98.3%		$94 \sim 95$	73	10.6%	615	89.5%		$25 \sim 26$	2	0.3% 68	3 99.4%	
$20 \sim 25$	3	0.9%	678	98.7%		$95 \sim 96$	40	5.8%	655	95.3%		$26 \sim 27$	2	0.3% 68	99.7%	
$25 \sim 30$	5	0.9%	683	99.4%		$96 \sim 97$	20	2.9%	675	98.3%		$27 \sim 28$	1	0.1% 68	6 99.9%	
$30 \sim 50$	4	0.9%	687	100.0%		$97 \sim 98$	10	1.5%	685	99.7%		$28 \sim 29$	1	0.1% 68	7 100.0%	
DATA)	2015	年国勢調	査			98 ~ 99	2	0.3%	687	100.0%						

注) 2016年10月10日に市制施行した宮城県富谷市を含む。

図表 5 町村の人口, 第2・3次産業構成, 75歳以上人口比率の分布

人口 (手人)	度	数	累積		2・3 次 (%)	度	数	累積			75歳~ (%)	度	数	Ę		
~ 1	30	3.3%	30 3.3%	,	~ 50	8	0.9%	8 (0.9%		~ 11	76	8.3%	76	8.3%	
1~2	55	6.0%	85 9.2%	,	50 ~ 52	2	0.2%	10 1	1.1%		$11 \sim 12$	41	4.5%	117	12.7%	
2~3	53	5.8%	138 15.0%	,	52 ~ 54	2	0.2%	12 1	1.3%		$12 \sim 13$	39	4.2%	156	16.9%	
3~4	68	7.4%	206 22.4%	第1	54 ~ 56	3	0.3%	15 1	1.6%		13 ~ 14	52	5.6%	208	22.6%	
4~5	55	6.0%	261 28.3%	四分位数	56 ~ 58	1	0.1%	16 1	1.7%		$14 \sim 15$	42	4.6%	250	27.1%	
5~6	59	6.4%	320 34.7%	は 4,484	$58 \sim 60$	10	1.1%	26 2	2.8%		$15 \sim 16$	48	5.2%	298	32.4%	
$6 \sim 7$	41	4.5%	361 39.2%	,	$ 60 \sim 62 $	11	1.2%	37 4	1.0%		$16 \sim 17$	64	6.9%	362	39.3%	
$7 \sim 8$	58	6.3%	419 45.5%	,	$ 62 \sim 64 $	15	1.6%	52 5	5.6%		$17 \sim 18$	66	7.2%	428	46.5%	中央値
8~9	45	4.9%		中央値	$64 \sim 66$	14			7.2%		$18 \sim 19$	72	7.8%	500		は18.5%
9~10	39	4.2%	503 54.6%	は8,927	$ 66 \sim 68 $	29	3.1%	95 10	0.3%		$19 \sim 20$	51	5.5%	551	59.8%	
$10 \sim 11$	29	3.1%			$ 68 \sim 70 $	19	2.1% 1	14 12	2.4%		$20 \sim 21$	74	8.0%	625	67.9%	
$ 11 \sim 12 $	34	3.7%	566 61.5%		$70 \sim 72$	23	2.5% 13	37 - 14	1.9%		$21 \sim 22$	55	6.0%		73.8%	
$12 \sim 13$	27	2.9%	593 64.4%		$72 \sim 74$	37	4.0% 17	74 18	3.9%		$22 \sim 23$	44	4.8%	724	78.6%	
$ 13 \sim 14 $	22	2.4%		1	$74 \sim 76$	40	4.3% 2		3.2%		$23 \sim 24$	41	4.5%		83.1%	
$14 \sim 15$	34	3.7%			$ 76 \sim 78 $	43	4.7% 25		7.9%		$24 \sim 25$	30	3.3%		86.3%	
$15 \sim 16$	34	3.7%		1	$ 78 \sim 80 $	50	5.4% 30		3.3%		$25 \sim 26$	28	3.0%		89.4%	
$16 \sim 17$	24	2.6%		四分位数	80 ~ 82	45	4.9% 35		3.2%		$26 \sim 27$	25	2.7%		92.1%	
$17 \sim 18$	22	2.4%		は 16,338	82 ~ 84	64	6.9% 4		5.2%		$27 \sim 28$	15	1.6%		93.7%	
$18 \sim 19$	23	2.5%		1	$84 \sim 86$	60	6.5% 47			中央値	$28 \sim 29$	15	1.6%		95.3%	
$19 \sim 20$	15	1.6%		1	86 ~ 88	55	6.0% 53			は85.5%	$29 \sim 30$	9	1.0%		96.3%	
$20 \sim 21$	14	1.5%		1	88 ~ 90	75	8.1% 60		5.8%		$30 \sim 31$	7	0.8%		97.1%	
$ 21 \sim 22 $	12	1.3%			$90 \sim 92$	88	9.6% 69		5.4%		$31 \sim 32$	9	1.0%		98.0%	
$ 22 \sim 23 $	8	0.9%		1	$92 \sim 94$	85	9.2% 77		1.6%		$32 \sim 34$	8	0.9%		98.9%	
$23 \sim 24$	16	1.7%		1	$94 \sim 96$	91	9.9% 87		1.5%		$34 \sim 36$	4	0.4%		99.3%	
$24 \sim 25$	6	0.7%			$96 \sim 98$	47	5.1% 9		9.6%		$36 \sim 38$	3	0.3%		99.7%	
$25 \sim 30$	34	3.7%		1	$98 \sim 100$	4	0.4% 9	21 100	0.0%		$38 \sim 40$	2	0.2%		99.9%	
$30 \sim 35$	30	3.3%		1 DATA)	図表4に同	100					$40 \sim 42$	1	0.1%	921	100.0%	
35 ~ 40	15	1.6%		分) 百戏	事故のため		ざりの福息	急退の	宮岡	町 大能						
40 ~ 45	11	1.2%		m-c =	事成いた。 以葉町, 浪江					.,						
$ 45 \sim 50 $	6	0.7%		A A.L.	ス采両,仮た 村の. 計 6 l				//B11,	41)(v)						
$50 \sim 55$	2	0.2%	921 100.0%	1以指	かりの, 計りり	川州で	际 \ 921	m1 √J ∘								

以上の区切り方で新たに設定した類型と各団体数は、図表6の通りである。

図表6 <新>類型による団体数

		2次・3次	:90%以上	2 次・3 次	:90% 未満	
都 市		75歳以上	75歳以上	75歳以上	75歳以上	÷L.
		15%以上	15% 未満	15%以上	15% 未満	計
人口		3	2	1	0	
40,000 人未満	I	54 (57)	10 (13)	107 (109)	10 (11)	181 (190)
40,000 ~ 60,000 人	II	39 (42)	53 (55)	46 (48)	20 (20)	158 (165)
60,000 ~ 100,000 人	III	23 (25)	93 (95)	24 (25)	30 (31)	170 (176)
100,000 人以上	IV	14 (14)	114 (115)	11 (11)	16 (16)	155 (156)
計		130 (138)	270 (278)	188 (193)	76 (78)	664 (687)

		2次・3次	:85%以上	2次・3次	:85% 未満	
町 村		75歳以上	75歳以上	75歳以上	75 歳以上	計
		18%以上	18% 未満	18%以上	18% 未満	ÞΙ
人口		3	2	1	0	
4,000 人未満	I	47 (51)	13 (18)	107 (114)	22 (23)	189 (206)
4,000 ~ 8,000 人	Π	38 (42)	18 (24)	100 (105)	37 (42)	193 (213)
8,000 ~ 16,000 人	III	50 (56)	87 (94)	72 (76)	37 (38)	246 (264)
16,000 人以上	IV	22 (23)	160 (169)	26 (26)	20 (20)	228 (238)
計		157 (172)	278 (305)	305 (321)	116 (123)	856 (921)

- 注1) 2015年国勢調査より作成。
 - 2) ()外は選定団体数,内は該当団体数。
 - 3) 町村の該当団体数合計が図表2より6少ない理由は、図表5の注を参照。

75歳以上比率を15%で区切った都市は,類型0,1では未満が少なく,類型2,3では未満が多い。75歳以上比率を18%で区切った町村も,これと同様である。つまり,第2次・3次産業比率が相対的に高い自治体の中では,高齢化率が相対的に低い所が多く,逆は逆である。

以上は、高齢化率以外、現在までの類型設定にできるだけ似通った形式で区分したものである。類型数も現在の35に対して、32である(都市・町村ともに、4区分(人口)×2区分(産業)×2区分(高齢化)=16区分)。

4. 新しい類型設定=「近似自治体」 の提案

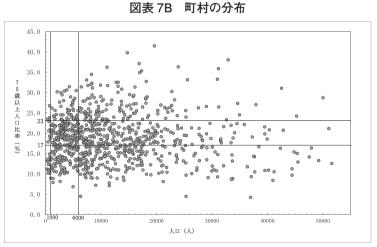
以上で見たとおり,類型化する際は高齢化を考慮した方が現代的であり,また,該当団体数が10未満のものがなくなった。しかし,中央値付近だけで2分割すると,「境界」付近の自治体については,同じ類型自治体平均と比較することは合理的と言えない。

このことを**図表7A・B**で、都市については 人口と産業構成、町村については人口と75歳

| 100.0 | 95.0 | 95.0 | 95.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0 | 96.0

図表 7A 都市の分布

DATA) 2015年国勢調査。



DATA) 2015年国勢調査。

以上人口比率の分布状況で見よう。(これらの図は2次元であるが、人口、産業構造、高齢者比率の3次元で図示したとしても、非常に見にくくなると思われる。)図表7Aでは、5万人・90%付近の自治体が「分断」されている。図表7Bでは、75歳以上人口比率が17~23%の、特に人口1000~6000人の層が稠密なので、18%とか4000人で区切ると、その付近に密集している多くの市町村がきっぱり分けられてしまうのである。

そこで、例えば \pm 0.5 σ とか「三分位数」(なるものを考え、そこ)で 3 区分すれば、いくぶん上の欠陥が減じられようが、産業構造、高齢者比率でそれぞれこのようにすれば、 2×2 が 3×3 に、そして人口で 4 区分すると、都市・町村それぞれ36 類型、合計で72 類型になる。これでは現在の倍以上の類型数になってしまう。ただし、ちなみに 2,433 都市・町村あった 2004年度は、計87 の類型が設定されていた。

しかしこの場合でも、「境界問題」はもちろん生じる。次に、現在の類型で生じている「境界問題」を、人口に関して図表8でいくつか具体的に見よう。

町村では I-1 (5千人未満)の財政力指数 平均は 0.18 であるが、人口が 1000 人台の町村 (番号 $2\sim13$)の平均は 0.13 で、番号 2 を除いた番号 $3\sim13$ の 11 町村の中では大差ない。番号 $14\sim25$ の人口 4000 人台の 12 町村 (平均 0.21)が I-1 の平均を高めているのである。

そして5000人で区切っているので、福島県古殿町 (番号26) は類型 II - 1 (5千人以上1万人未満) に入り、その財政力指数0.23 は、この類型の財政力指数平均0.37を大きく下回る。しかし、5000人台の14町村 (番号26~39) 平均の0.29と比べると差が小さい。古殿町より191人多い岐阜県富加町 (番号28) は0.45で、II - 1 平均を上廻っている。II - 1 では9000人台の町村 (番号40~51) が平均を高めている。

町村 I - 1 では (人口が430人の番号 1 を除外するとして) 1000人台と4000人台の町村が一括りにされているので、2 倍~4 倍弱の差が

図表8 類型「境界」付近の財政力指数

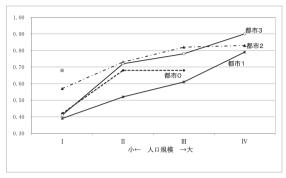
凶衣 0)	空 児	ידע גון "על	ハンドイト	以八佰	奴
類型	番号	府県	市町村	人口	財政力 指数	平均
	1	沖縄県	渡名喜村	430	0.06	_
	2	沖縄県	伊平屋村	1,238	0.09	
	3	奈良県	川上村	1,313	0.16	
	4	長野県	天龍村	1,365	0.16	
	5	高知県	三原村	1.574	0.11	
	6	福島県	三島町	1,668	0.14	
	7	山梨県	道志村	1,743	0.17	
	8	奈良県	東吉野村	1,745	0.12	0.13
	9	北海道	中川町	1,767	0.11	
	10	沖縄県	与那国町	1,843	0.13	
	11	長野県	生坂村	1,843	0.14	
mr.L.b. r r	12	群馬県	神流町	1,954	0.13	
町村 I - 1	13	群馬県	南牧村	1,979	0.14	
DIW LUSK	-10	:	:	:	:	-:-
財政力指数 平均 = 0.18		:	:	:	:	<u>:</u>
1 5 0.120	14	岩手県	野田村	4,149	0.18	
	15	長野県	南木曽町	4,313	0.24	
	16	山梨県	西桂町	4,342	0.31	
	17	長野県	青木村	4,343	0.22	
	18	北海道	福島町	4,422	0.19	
	19	福島県	只見町	4,470	0.25	0.21
	20	新潟県	出雲崎町	4,528	0.22	0.21
	21	熊本県	津奈木町	4,673	0.20	
	22	山形県	戸沢村	4,773	0.16	
	23	北海道	上ノ国町	4,876	0.15	
	24	長野県	阿南町	4,962	0.18	
	25	秋田県	井川町	4,986	0.23	
	26	福島県	古殿町	5,373	0.23	
	27	高知県	仁淀川町	5,551	0.17	
	28	岐阜県	富加町	5,564	0.45	
	29	福島県	天栄村	5,611	0.30	
	30	山形県	舟形町	5,631	0.21	
	31	山形県	西川町	5,636	0.23	
	32	北海道	奈井江町	5,674	0.26	0.90
	33	宮城県	大衡村	5,703	0.69	0.29
	34	岩手県	住田町	5,720	0.17	
	35	山形県	金山町	5,829	0.20	
	36	新潟県	関川村	5,832	0.23	
	37	和歌山県	由良町	5,837	0.34	
町村Ⅱ - 1	38	北海道	長万部町	5,926	0.21	
	39	福島県	矢祭町	5,950	0.37	
財政力指数		:	:	:	:	:
平均 = 0.37	40	短白旧	·	0.155		:
	40	福島県	塙町 III 岐町	9,157	0.27	
	41	宮城県	川崎町	9,167	0.31	
	42	茨城県	河内町	9,168	0.37	
	43	和歌山県		9,206	0.21	
	44	徳島県	海陽町	9,283	0.18	
	45	京都府	宇治田原町		0.63	0.42
	46	福島県	国見町	9,512	0.29	0.12
	47	長野県	飯島町	9,530	0.40	
	48	神奈川県		9,679	0.99	
	49	熊本県	南関町	9,786	0.37	
	50	長野県	松川村	9,948	0.38	
	51	岐阜県	輪之内町	9,973	0.58	

DATA) 2015年国勢調查, 総務省「平成28年度類似団体別市町村財政指数表」。

ある中で比較することになる。町村 II − 1 でも 1.5 倍~ 2 倍近い差がある。

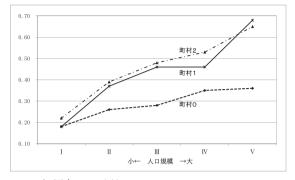
図表 8 と同様の表は略するが、都市でも同様である。例えば $II - 2(5 \sim 10 \, \text{T})$ の財政力指数平均は $III - 2(5 \sim 10 \, \text{T})$ の財政力指数平均は $III - 2(5 \sim 10 \, \text{T})$ の財政力に

図表 9A 都市の類団別財政力指数(2016 年度)



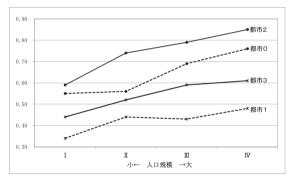
DATA) 総務省「平成28年度類似団体別市町村財政指数表」注)Ⅲ-0 は該当するのが1都市のみ(茨城県筑西市), IV-0 は該当なし。

図表 9B 町村の類団別財政力指数(2016 年度)



DATA) 図表 9A に同じ。

図表 10A 都市の<新>類団別財政力指数(2016年度)



DATA) 図表 9A に同じ。

図表 10B 町村の<新>類団別財政力指数(2016年度)

DATA) 図表 9A に同じ。

限ると0.67であるが、これはII-1(5万人未満)の4万人台平均0.66とほぼ同じである。そしてこの4万人台平均0.66は、II-1平均0.57を上回る。

全体を把握できる**図表 9A・B**を見ると、人口規模が大きくなるほど $(I \rightarrow IV, I \rightarrow V)$ 財政力指数が大きくなっている傾向が見てとれる。

このことは、図表10A・Bの通り、高齢化を考慮した類型でも同様である。なお、図表10A・Bでは、都市・町村ともに、0・2型(高齢化率が低い)の財政力指数の方が1・3型(高齢化率が高い)のそれより大きい。高齢化率が高いと財政力指数が低くなる傾向が、如実に表れている。

以上のように、財政力指数を持ち出して類似

団体平均との比較や類型内の格差を述べるのは、次の事情を踏まえてのことである。すなわち、各市町村の「財政比較分析表」では、目的別歳出決算分析表などとともに類似団体順位、都道府県平均、全国平均の値が示されている。そして、自己と類似団体平均の5年間推移のグラフの隣にある「分析欄」では、例えば「依然として類似団体平均を下回っている原因としては、…」とか「元来、税基盤が脆弱なことから、類似団体内平均値を下回っている状況であるが、今後…自主財源の確保に努める」⁹⁾などとコメントが記される。また、「類似団体比較カード」では、1人当歳出入の項目別金額・構成比が類似団体値とともに掲載される¹⁰⁾。

このような比較・参照は適当とは言えないの

ではなかろうか。各市町村は、自身の比較対象 としては、まさに「類似」の自治体が望ましいは ずである。そこで本稿では、次のような類似団 体の設定方法を提案する。すなわち、

- 1) 人口はその市町村値の±3割。10万人 の自治体なら7~13万人,5千人なら 3.500~6.500人の自治体が対象となる。
- 2)75歳以上の高齢化率はその市町村値の± 2割。15%の自治体なら12~18%が対象 になる。
- 3) 第2次・3次産業構成比はその市町村値 の±5%とする。その構成比値の例えば ±1割としても、図表3,4の通り、都市 の中央値(約91%)付近はもちろん、町村 の中央値(約85%)付近でも該当数が多く なりすぎるからである。

上の設定指標と範囲設定に理論的裏付けはない。しかしそれは、現在の類型設定で決めている人口、産業構造の境界値についても同じことである。あえて言えば、図表3~5で見てきたことを踏まえてである。ここで、同等・同類団体を指定するひとつの目安として、このようにして設定した自治体を「近似自治体」と呼ぶことにする。

このような考え方は、内閣府「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」(以下、「見える化DB」)で設定できる比較方法と共通のものであると考えられる。つまり、2016年7

月に開設された同データベースは、1741市区町村の各種データ・指標を入手・比較できるが、2017年11月に地域類型化機能が搭載されたことによって、自由自在に比較対象自治体を絞り込める機能が追加された。

このことを簡単に確認しておこう。「見える 化DB」操作の最初(条件設定ページ)で地方行 財政分野を選べば、財政力指数他、多くの財政 指標や歳出入額を選ぶことができる。

そして、図表11の通り、最後の列に指定した自治体の値が表示されるので、「設定値」の個所で上述1)~3)のように入力すれば、対象となる自治体の値(例えば財政力指数)が全て得られる、というサイトである。なお、1列め「条件項目」には、他に人口密度、第1~3次各産業人口比率、昼間人口比率などがある。

以下、いくつかの市町村について具体的に見よう。ただし、「見える化DB」では(2018年9月末現在でも)2列めで「年度指定」できるのは2010年国勢調査のデータだけなので、筆者が2015年国勢調査を使って検討する。財政力指数は、「見える化DB」と同じく(2018年9月末現在で最新の)2016年度のものである。

埼玉県久喜市は、人口152,311人、第2・3 次産業人口構成比91.50%、75歳以上人口比率 10.83%(以下では、人口/第2・3次産業人口 構成比率/高齢者比率の順で、数値のみ記す) は、都市IV-3(32団体)に属し、財政力指数

比較する自治体 (詳細条件) 年度指定 設定値 条件項目(数値指定) 調べたい自治体の数値 ☑ 人口総数 2010 ~ [124,594 第2次、第3次産業人口比率 2010 V ~ 80.9 ☑ 75歳以上人口割合 2010 9.34 V ~ 選択してください 選択してくださ~ □ 選択してください 選択してくださ~ ~

図表 11 内閣府「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」

URL: http://wwwb.cao.go.jp/ittaikaikaku/mieruka/index.php

は0.87、IV - 3 平均は0.90である。そして久喜市の「財政比較分析表」(以下「分析表」)には、「財政力指数は、前年度と比較すると横ばいであり、類似団体平均より低いものの、全国平均、埼玉県平均よりも高い状況となった。」と記されている。

しかし「近似自治体」(77団体)平均は0.86で、 久喜市が上回る。上のように、ほとんど意味を なさない全国平均との比較など不要になる。

久喜市と同じく都市 W-3 の埼玉県狭山市 (152,405 / 90.72 / 11.75) も同様である。ここの「分析表」にも「類似団体の平均をやや下回る 0.89 となった。」と記されている。しかし、「近似自治体」 (81 団体)平均は 0.83 で、狭山市が上回る。

久喜市、狭山市が属している都市 $\mathbb{N}-3$ は、15万人以上で、団体数が少ない (図表 2 参照)。都市では最も団体数が多い $\mathbb{I}-1$ (126 団体)について見ると、長野県飯山市 (21,438 $\mathbb{Z}-1$ 80.61 $\mathbb{Z}-1$ 19.68)の財政力指数は0.35で、 $\mathbb{Z}-1$ 平均は0.39である。そして「分析表」には、「依然として類似団体平均を大きく下回っている。」と記されている。しかし「近似自治体」(23 団体)平均は0.32で、飯山市は平均を上回る。

町村の例を挙げると、福島県猪苗代町 (15,037/86.27/19.98) は、町村 $\mathbb{N}-2$ (63 団体)に属し、財政力指数は0.39, $\mathbb{N}-2$ 平均は 0.53 である。「分析表」では、「…財政力指数では類似団体よりも0.14 ポイント下回っている。税の徴収強化に努めるとともに…」と記されている。しかし「近似自治体」(同じく63 団体)平均は0.36 で、猪苗代町は平均を上回る。

もちろん、「近似自治体」と比較しても、「類似団体」のときと同様に平均以下であったり、集団内ポジションがより低くなる自治体もある(また、「分析表」で類似団体平均に触れていない自治体もある)。その場合は、財政面への配慮が重要になるとの認識を、より強く持つべき事態と受け止めることができよう。

逆に,財政力指数が現在の類似団体の平均より高いが,「近似自治体」平均を下回るケースも

ある。町村人口第2位の福岡県那珂川町(50,004/92.86/8.41)は町村V-2(93団体)に属し、財政力指数は0.70、V-2平均は0.65である。しかし「近似自治体」(16団体)平均は0.85なので、那珂川町は平均未満となる。これは、「近似自治体」の人口規模がV-2のそれより大きく、高齢化率はV-2平均より低い自治体が、比較対象となるためである。ただし、珂川町の「分析表」では、「今後も財政基盤の強化のため、町税収納率向上等に取り組む。」とあり、V-2平均超に甘んじているわけではない。

5. むすびにかえて

さて、2でふれた、統一基準が導入された公会計¹¹⁾に従って、2017年度末までに1,410の市区町村(81.9%;指定都市除く)で、2016年度決算の財務書類が作成されている。これは、財政の効率化・適正化を図ることに加えて、地方公共団体が抱える課題を解決するにあたって、参考となる客観的な根拠の1つとして利用するために導入されたものである。

これを推進した「地方公会計の活用の促進に関する研究会」の報告書 (2018.3.30) では、財政状況を多角的に分析するために、住民 1 人当たりの資産、負債、行政コストなど12個の指標をあげている。もちろん、類似団体と比較することも述べられている。そして、「これらの指標に基づき、類似団体との比較分析を効率的に進めるために、…比較可能な形で示す方法の検討については、地方公共団体の財務書類の公表の進捗を踏まえ、引き続きの課題」¹²⁾としている。

従来からある指標を含めて財務・財政指標で類似団体と比較する際,本稿4で述べたような方法で比較対象を設定するのが合理的である。ただしこの「近似自治体」は,ひとつの案であり,±2割・3割,±5%といった値を固定的に考える必要はない。

また、財政力指数との相関係数が比較的高い とはいえ、図表4・5で見たような分布をして いる第2次・3次産業人口比率が、「産業構成」 の違いを見る指標として相対的に有効性が高いかどうか、再度検討しなおしてもよさそうである。狭い部分に集中していることに加えて、同じ第3次産業でも「金融業・保険業」と「生活関連サービス業、娯楽業」では大きな違いがあるし、また、「第2次・3次産業人口」の中には、様々な職種の人々がいるからである。

他により適当なものはないかと考えたとき、財政力との関係では、例えば「管理・専門職従事者比率」を検討してみてもよかろう。また、現実的・将来的に考えて20~70歳人口比率を生産年齢人口比率として、これを高齢化率に代えた選定指標とするのが適当ということも考えられる。

注12の指摘に従うとき、1959 (S34) 年度に現在の「人口及び産業構造」による類型設定が確立されてから4回改訂している¹³「類似団体」での類型設定方法は、根本的に見直し、合理的なものを新たに整備すべきである。その際、市町村職員・議員はもちろん、「電子政府」・「見える化」を標榜する時代であるから、できれば一般市民も扱いやすくてわかりやすいシステム・指標が構築・提示されることが望まれる。

注

- 1) 政令指定都市,特別区,中核市および施行時特例 市を各1類型としていることについては,本稿で は問わない。
- 2) 西濱(2007) p.32。
- 3) 総務省自治財政局財務調査課・地方公共団体金融 機構(2016)。
- 4) 以上,『報告書』p.1より。
- 5)以上,『報告書』p.14~20。
- 6) 詳しくは、図表 2 注 4) の p.1 ~ 2 「第 2 類型の設定と市町村の選定」参照。
- 7) 最少人口の都市は北海道歌志内市(3,585人), 最 多は千葉県松戸市(483,480人)で, 13 倍の開きが ある。また, 特例市の最小人口193,125人(甲府市) より人口が多い都市(一般市)が16 ある。

- 8) 最少人口の町村は東京都青ヶ島村(178人),最多 は広島県府中町(51,053人),村の最多は沖縄県読 谷村(39,504人)。なお、図表4の注で記したが、 2015年国調後の2016年10月10日に町から市に移 行した宮城県富谷町(51,591人)は、ここでは都市 として扱っていることを再び記しておく。
- 9) 2016 (H28) 年度の大阪府のある一般市町村 2 市の 記載。同様の記述を、後に具体的に市町村名をあ げて指摘する。
- 10)「決算カード」では第1次~3次産業構成比合計が100%となっている。それは類似団体別市町村財政指数表の概況「2.産業構造,財政事項」(excel)と同様である。そこの注にある通り「産業3部門の比率は,就業人口総数から分類不能の産業就業者数を除いた数値を分母としている」ためであるが,これは類似団体設定の際の基準(図表2の注2)参照)と異なっている。誤解・混乱の恐れがあるので、改めるべきである。
- 11) 2015年1月23日の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(総務大臣通知)で、2015~17年度までの3年間で、全ての地方公共団体において「統一的な基準」に基づいて財務書類を作成することが要請された。
- 12) 総務省自治財政局財務調査課 (2018年3月) p.38。
- 13) 『報告書』p.15より。

論評・参照文献およびウェブサイト

- (ウェブサイトへの最終アクセス時は, 2018年9月末 日である。)
- 総務省「地方財政状況調査関係資料」中の,「類似団体 別市町村財政指数表」,「決算カード」中の「類似団 体比較カード」,および「地方公共団体の主要財政 指標一覧」
- 総務省自治財政局財務調査課・地方公共団体金融機構 (2016年10月)『地方公会計の活用のあり方に関す る研究会報告書』
- 総務省自治財政局財務調査課(2018年3月)『地方公会 計の活用の促進に関する研究会報告書』
- 内閣府「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データ ベース |
- 西濱真司 (2007)「歳出構造からみた類似団体の財政分析」(『自治大阪』 2007年第3号)

(2018年11月23日掲載決定)